ハ　当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ニ　当該届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

九　［略］

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

四　［略］

五　地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

六　［略］

七　［略］

第五十五条の三　法別表第二の百十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る次に掲げる情報

イ　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報

ロ　私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ハ　厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ニ　国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ホ　国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ　地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ト　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

チ　地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金、同法第二十九条第一項の障害補償年金若しくは同法第三十一条の遺族補償年金

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条の支給認定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る前号に掲げる情報

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条の療養介護医療費又は同法第七十一条の基準該当療養介護医療費の支給に関する事務　当該医療費の支給に係る障害者又は障害児若しくはその保護者に係る第一号に掲げる情報

第五十九条　法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

七　［同上］

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条の自立支援給付の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給を受ける者に係る次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

三　［同上］

［号を加える。］

四　［同上］

五　［同上］

［条を加える。］

第五十九条　法別表第二の百十四の項の主務省令で定める事務は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者若しくは当該者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者、子及び父母に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報